

千葉県告示第36号

千葉県斎場設置管理条例（平成16年千葉県条例第33号）第12条第4項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条第5項の規定により告示します。

令和2年1月20日

千葉市長 熊谷俊人

1 名称

千葉県斎場

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

ちば斎苑管理グループ

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

イージス・グループ有限責任事業組合

職務執行者 斎藤 孝宏

三重県四日市市朝日町1番4号

東京ワックス株式会社

代表取締役 古郡 公恵

埼玉県深谷市上野台2920番地

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで